

商品（国債）	個人向け利付国庫債券（固定 5 年）
--------	--------------------

### 1. 商品の概要等

(1)概要	<p>この国債は、投資期間 5 年で、発行時の利率が満期まで変わらない固定金利性の国債です。したがって、投資期間中に市場金利が低下しても受取利率は変わりませんが、市場金利が上昇する場合には上昇後の高い金利を享受することはできません。</p> <p>この国債は、発行後 1 年経過後からいつでも中途換金ができます。但し、中途換金する場合には、額面金額と経過利子相当額から 2 回分の利子（税引前）相当額に 0.79685 を乗じた金額が中途換金額から差し引かれます。</p>
(2)売買対象	個人に限定
(3)売買単位	1 万円以上 1 万円単位（額面ベース）
(4)期間	5 年
(5)金利水準 （固定金利）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行時に設定された利率が償還時まで適用される固定金利となります。 ○基準金利－0.05%</li> </ul> <p>&lt;ご確認ください&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準金利とは募集期間開始日の 2 営業日前（10 年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間 5 年の固定利付国債の想定利回りをさします。</li> <li>金利については窓口でおたずねください。</li> </ul>
(6)課税関係	<p>原則、利払時に利子に対して利子所得として 20.315%の課税。換金（買取）時および償還時に譲渡益（償還益）に対して譲渡所得として 20.315%の課税。</p> <p>尚、マル優および特別マル優の適用を受けることができます。</p>

### 2. 手数料

口座管理手数料	口座管理手数料として、年間 1,320 円（消費税込）が必要となります。（口座管理手数料は毎年 4 月に自動引落させていただきます。）
---------	---

### 3. 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>この国債は、発行日以降 1 年間は原則中途換金できません。</li> <li>国債は市場性商品であるため、一旦締結した契約（購入または売却の約定）を取り消すことができません。</li> <li>国債は預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象外です。また当行で取り扱う国債は投資者保護基金の対象とはなりません。</li> <li>詳しくは、契約締結前交付書面を十分にお読みください。</li> </ul>
--

### 4. 金融商品販売業者の概要

商号	株式会社北陸銀行（登録金融機関）	北陸財務局長（登金）第 3 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	

### 5. 苦情対応措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用			
一般社団法人全国銀行協会相談室	連絡先	電話番号	0570 - 017109 または 03 - 5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター	連絡先	電話番号	0120 - 64 - 5005